

青森県報

第四百六十九号

令和四年
六月八日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による介護機関の指定……………(政 策 課) ……一
- 生活保護法による介護機関の指定……………(同 同) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指
定の取消し……………(が ん 生 活 習 慣 病 対 策 課) ……一

公 告

- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……二
- 右 同……………(同 同) ……三
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(構造政策課) ……三
- 知事管理漁獲可能量の変更の公表……………(水産振興課) ……九
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(防 災 危 機 管 理 課) ……一〇

告 示

青森県告示第三百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

事業所名	主たる事務所の所在地	事業名称	事業所在地	指定年月日
株式会社ボール ハールト	平川市柏木町東 田四四の六	訪問看護ステーション かふく	弘前市大字清水 三丁目一の一五	令和 三・六・一

青森県告示第三百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者名	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所名称	事業所在地	指定年月日
株式会社 絵夢 プランニング	三戸郡南部町大 字大向字小波田 四七の二	ケアプランニン グ 想い	三戸郡南部町大 字大向字小波田 四七の二	令和 二・四・一

青森県告示第三百四十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同法第二十一条第三号の規定により公表する。

令和四年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

難病指定	指定医の区分	氏名		主として指定難病の診断を行う医療機関	担当診療科名	指定期日
津谷 亮佑	氏名	三沢市立三沢病院	三沢市大字三沢字堀口一六四の六五			
		内科	令和 四・五・三〇			

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハッピー・ドラッグ弘前岩木店
弘前市大字一町田字村元七二二の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社丸大サクラ薬局
青森市大字三内字玉作二の七二
代表取締役 櫻井清
- 三 弘前市の意見の概要
 - 1 騒音については、あくまでも予測であることを踏まえ、今後の状況変化には十分留意し、営業に伴い周辺住民から低周波騒音を含む騒音等に関する苦情が寄せられた場合は、誠意をもって対応することはもとより、苦情の発生を未然に防ぐための最大限の配慮をすること。
 - 2 社会的障壁の除去の実施について、過重な負担とならない範囲でトイレ及び自

動下ア等の設備の整備や関係職員に対する研修等、誰もが利用しやすい店舗づくりへの合理的な配慮をすること。また、障害者用駐車場の車室利用について、健常者が利用しないよう店内放送する等障がい理解への啓発に配慮すること。

3 当該施設の利用者の主な交通手段として、自家用車利用を想定しているが、交通渋滞及び交通事故防止の観点から、周辺交差点の信号調整等の交通規制について道路管理者及び交通管理者と協議するとともに、できるだけ公共交通機関の活用を促すこと。

4 当該店舗出店計画地は、岩木小学校及び津軽中学校の通学区域にあり、両校の指定通学路と近く、また、来客及び商品の搬出入を行う大型車両の出入り可能時間が両校児童生徒の登下校時間と重複していることから、登下校時における児童生徒の安全確保に十分配慮すること。

5 人通りの少ない場所において、防犯カメラの設置、制服警備員や従業員による定期的な巡回等の対策を講じること。

6 景観計画について、一定規模を超える大規模行為を行う場合は、景観法に基づく届出を行うこと。

7 一定規模を超える屋外広告物を表示する場合は、弘前市屋外広告物条例に基づく許可申請を行うこと。

8 当該地は市街化区域であることから千平方メートルを超える開発行為（建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）を行う場合は、都市計画法に基づき届出を行うこと。また、一定規模（当該地は二千平方メートル）以上の土地取引を行う場合は、国土利用計画法に基づき届出を行うこと。

9 市道を占有する場合や市道を工事する場合は、事前に道路法に基づく許可及び承認を受けること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間
令和四年六月八日から同年七月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ七戸笹田川久保店

上北郡七戸町字笹田川久保二五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麹町五丁目一の一

代表取締役 辻田泰徳

三 七戸町の意見の概要

1 都市計画法第二十九条による開発行為の許可を受けること。また、同法第三十条による同意を得ること。

2 七戸町景観条例第十条の規定により、高さ十三メートル又は建築面積千平方メートルを超える建築物を新築、増築、改築又は移転する場合は届け出ること。
四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

五 意見書の提出なし
意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場

2 期間

令和四年六月八日から同年七月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和四年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一	田	八八九
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平二	田	八、九三二
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平九	田	七四七
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一〇	田	四、五六八
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一一の一	田	七、六九五
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一一の三	田	八〇二
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一一の四	田	一、三六九
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一一の五	田	二、三四二

三戸郡三戸町大字貝守字上杉平一二の九六	畑	一、二九五
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の一四	田	一、五〇七
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の一三	田	三三七
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の一二	田	八三
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の四	田	六、七七二
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の三	田	三、三〇五
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の二	田	二、五六〇
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の一	田	一八、八〇五
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平五六	田	一、八二八
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平三八	田	二、四九八
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平三七	田	一、七七七
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平三六	田	二、三七〇
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平三五	田	三、四五三
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一九	田	五、五七七
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一七	畑	三、一四九
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一五	畑	三、一六七
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一四	田	八、三五七

農地の区分	二 利用権の内容	三戸郡三戸町大字貝守字上杉平一二の九八	田	二、七〇三
		三戸郡三戸町大字貝守字上杉平一二の九九	畑	一、二六五
		三戸郡三戸町大字貝守字北太鼓森平二〇の一	田	五、四九一
		三戸郡三戸町大字貝守字北太鼓森平二一の一	田	二、三四四
		三戸郡三戸町大字貝守字北太鼓森平三四の二	田	五二四
		三戸郡三戸町大字貝守字袖久保一	田	一、一七七
		三戸郡三戸町大字貝守字袖久保三	田	一、七六〇
		三戸郡三戸町大字貝守字袖久保四	田	三、〇九一
		三戸郡三戸町大字貝守字袖久保七	田	一、九八六
		三戸郡三戸町大字貝守字袖久保九	畑	三、一四三
		三戸郡三戸町大字貝守字袖久保一九	畑	三、一一三
		三戸郡三戸町大字貝守字袖久保二〇	畑	四、二八〇
		三戸郡三戸町大字貝守字南太鼓森平三〇の一	畑	二、九九三
		三戸郡三戸町大字貝守字南太鼓森平三一の一	畑	一、六五三
		三戸郡三戸町大字貝守字南太鼓森平五〇の一	畑	八、五三一
利用権の内容				

三戸郡三戸町大字貝守字老久保平五六	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平三八	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平三七	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平三六	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平三五	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一九	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一七	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一五	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一四	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一一の五	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一一の四	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一一の三	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一一の一	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一〇	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平九	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平二	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一	賃借権

三戸郡三戸町大字貝守字袖久保九の一	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の二	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の三	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の四	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の一二	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の一三	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の一四	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字上杉平一二の九六	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字上杉平一二の九八	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字上杉平一二の九九	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字北太鼓森平二〇の一	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字北太鼓森平二一の一	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字北太鼓森平三四の二	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字袖久保一	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字袖久保三	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字袖久保四	賃借権
三戸郡三戸町大字貝守字袖久保七	賃借権

四 借賃に相当する補償金の額		三戸郡三戸町大字貝守字上杉平一二の九九	三戸郡三戸町大字貝守字北太鼓森平二〇の一	三戸郡三戸町大字貝守字北太鼓森平二一の一	三戸郡三戸町大字貝守字北太鼓森平三四の二	三戸郡三戸町大字貝守字袖久保一	三戸郡三戸町大字貝守字袖久保三	三戸郡三戸町大字貝守字袖久保四	三戸郡三戸町大字貝守字袖久保七	三戸郡三戸町大字貝守字袖久保九	三戸郡三戸町大字貝守字袖久保九	三戸郡三戸町大字貝守字袖久保二〇	三戸郡三戸町大字貝守字南太鼓森平三〇の一	三戸郡三戸町大字貝守字南太鼓森平三一の一	三戸郡三戸町大字貝守字南太鼓森平五〇の一
農地の区分	借賃に相当する補償金の額(円)														
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一	一〇円	令和四年七月	令和四年七月	令和四年七月	令和四年七月	令和四年七月	令和四年七月	令和四年七月	令和四年七月	令和四年七月	令和四年七月	令和四年七月	令和四年七月	令和四年七月	令和四年七月
		二〇年	二〇年	二〇年	二〇年	二〇年	二〇年	二〇年	二〇年	二〇年	二〇年	二〇年	二〇年	二〇年	二〇年

三戸郡三戸町大字貝守字老久保平二	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平九	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一〇	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一の三	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一の四	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一の五	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平三	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平三	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平三	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平三	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平三	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平五	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平九	一〇円

三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の二	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の三	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の四	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の一	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の一三	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の一四	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字上杉平一二の九六	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字上杉平一二の九八	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字上杉平一二の九九	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字北太鼓森平二〇の一	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字北太鼓森平二一の一	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字北太鼓森平三四の二	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字袖久保一	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字袖久保三	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字袖久保四	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字袖久保七	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字袖久保九	一〇円

三戸郡三戸町大字貝守字袖久保一九	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字袖久保二〇	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字南太鼓森平三〇の一	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字南太鼓森平三一の一	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字南太鼓森平五〇の一	一〇円

五 補償金の支払の方法
 利用権の始期までに青森地方務局弘前支局に補償金を供託すること。
 六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

農地の区分	所有者等に係る情報
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平二	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平九	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一〇	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一一の一	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一一の三	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一一の四	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一一の五	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一四	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

三戸郡三戸町大字貝守字 老久保平一五	三戸郡三戸町大字貝守字 老久保平一七	三戸郡三戸町大字貝守字 老久保平一九	三戸郡三戸町大字貝守字 老久保平三五	三戸郡三戸町大字貝守字 老久保平三六	三戸郡三戸町大字貝守字 老久保平三七	三戸郡三戸町大字貝守字 老久保平三八	三戸郡三戸町大字貝守字 老久保平五六	三戸郡三戸町大字貝守字 老久保九の一	三戸郡三戸町大字貝守字 老久保九の二	三戸郡三戸町大字貝守字 老久保九の三	三戸郡三戸町大字貝守字 老久保九の四	三戸郡三戸町大字貝守字 老久保九の一三	三戸郡三戸町大字貝守字 老久保九の一四	三戸郡三戸町大字貝守字 上杉平一二の九六	三戸郡三戸町大字貝守字 上杉平一二の九八
平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。

三戸郡三戸町大字貝守字 上杉平一二の九九	三戸郡三戸町大字貝守字 北太鼓森平二〇の一	三戸郡三戸町大字貝守字 北太鼓森平二一の一	三戸郡三戸町大字貝守字 北太鼓森平三四の二	三戸郡三戸町大字貝守字 袖久保一	三戸郡三戸町大字貝守字 袖久保三	三戸郡三戸町大字貝守字 袖久保四	三戸郡三戸町大字貝守字 袖久保七	三戸郡三戸町大字貝守字 袖久保九	三戸郡三戸町大字貝守字 袖久保一九	三戸郡三戸町大字貝守字 袖久保二〇	三戸郡三戸町大字貝守字 南太鼓森平三〇の一	三戸郡三戸町大字貝守字 南太鼓森平三一の一	三戸郡三戸町大字貝守字 南太鼓森平五一の一	三戸郡三戸町大字貝守字 南太鼓森平五〇の一
平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。	平成三一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確 知できない状態となっている。

知事管理漁獲可能量の変更の公表

知事管理漁獲可能量（令和四年五月十八日公表）の一部を次のとおり変更したの
で、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項において準用する同
条第四項の規定により公表する。

令和四年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量のうち、次に掲げる特定水産資源に関するものは、次のとおりとする。

第1 へろまぐろ (小型魚)

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県へろまぐろ (小型魚) 漁業	377.6トン

第2 へろまぐろ (大型魚)

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県へろまぐろ (大型魚) 漁業	605.9トン

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

青森県防災情報ネットワーク更新業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

青森県危機管理局防災危機管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和四年三月二十九日

五 契約の相手方の名称及び住所

東日本電信電話株式会社

東京都新宿区西新宿三丁目一九の二

六 契約金額

十三億九千五十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第一号

八 契約の相手方を決定した手続

公募型プロポーザル方式により選定した契約候補者を契約の相手方としたものである。

(発行者・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円